

神石高原町役場では 本庁舎正面玄関に設置しているマット横に広告 を募集しています。

広告掲出を希望される方は、神石高原町広告掲載要綱を遵守のう
えお申込ください。

<募集概要>

神石高原町では、民間事業所等との協働により町の新たな財源を確保し、「地域経済の活性化」を
図ることを目的として、本庁舎正面玄関内に設置しているマット横に広告を記載した専用プレート
を設置しています。本庁舎に勤務する職員は約 90 人、来庁者は 1 日約 100 人程度が見込まれます。
多くのお客様をお迎えしている正面玄関で事業・商品の PR、イメージアップにご活用ください。

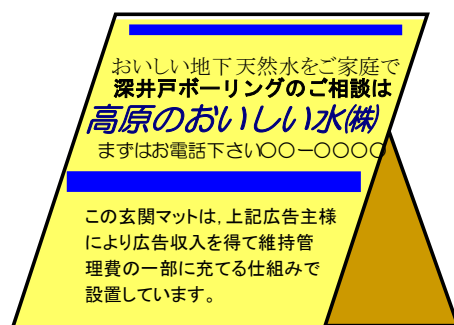
■施設の概要

- ① 名 称 神石高原町役場本庁舎
- ② 住 所 神石高原町小島 2025 番地
- ③ 利用時間 平日（月～金）8:30～17:15、土・日・祝・年末年始は休み
- ④ 正面玄関利用者数（延べ）
約 100 人程度／平日 1 日あたり

■募集内容

- ① 本庁舎正面玄関内に設置しているマット横に広告入り専用プレートを設置します。

イメージ



- ② 募集口数 1 口
- ③ マット仕様 マット 2 号緑クロス（靴底クリーニング機能、防塵機能、吸水機能、滑り止め機能付き）
1.5m×1.8m,
- ④ 広告原稿及びスペース
原則 A3 版とし、神石高原町が指定する正面玄関マットの横に設置する専用プレート内に
原稿を挿し込みます。（プレート全体：タテ 80cm×ヨコ 58cm、広告スペース：A3、タテ
30cm×ヨコ 42cm）

■ 広告の内容及びデザインについて

① 広告内容の制限

法令による規制の対象となるもの並びに、神石高原町行政財産の使用に関する条例及び神石高原町行政財産使用規則、神石高原町広告掲載要綱により掲載が認められないものについては掲載できない。

② デザインの制限 神石高原町広告掲載要綱によるもののほか、

- ・ 会社名、商品名を著しく繰り返すものや、絵柄や文字が過密であるもの
- ・ 役場庁舎の美観を損ね、著しく違和感のあるもの
- ・ 意味無く身体の一部を強調するもの
- ・ その他、町の広告事業として不適切なものは、掲載できない。

■ 応募資格等

- ・ 民間企業・自営業者・任意団体・公益法人等（町内外は問わない）
- ・ また、町への税等の滞納がなく町が滞納について調査することを承認すること。

■ 申込方法等

① 申込方法 役場総務課総務係へ別途指定の申込書、及び広告原稿（A3版）を提出のこと。

② 審査、決定、許可

神石高原町行政財産の使用料に関する条例及び神石高原町行政財産使用規則、神石高原町広告掲載基準に基づき申し込み内容を神石高原町広告審査委員会にて審査し、審査に合格したものが同時多数の場合は、次の順序により掲出者を決定する。

■ 決定順序

- | |
|---|
| ①町内に事業所を有する企業、自営業者>②最も掲出希望期間の長いもの（最長1年）
③抽選による |
|---|

③ 決定者は納入通知書にて、当月末までに広告料金を納入する。

④ 掲出する広告原稿は掲出開始5日前に総務課総務係へ提出のこと

⑤ 掲出希望期間は連続最大で1年とし、契約期間中は原稿の差替えはその都度協議のうえ随時可能とする。

■ 広告掲出料金及び契約期間

1枠 3,150円 / 1ヶ月（最低3ヶ月～最長1年）

（神石高原町行政財産の使用料に関する条例（平成16年11月5日町条例第57号）の規定に従い算定した使用料を含む。）